

佐賀県教育委員会告示第 4 号

佐賀県文化財保護条例(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)第 25 条第 1 項の規定により、佐賀県重要有形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成 28 年 4 月 28 日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県重要有形民俗文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
有民第 9 号	佐賀県重要有形民俗文化財	田代売薬関連の製薬・売薬・信仰儀礼用具及び文書資料 (附)売薬土産品(行商用)	3,181 点 13 点	鳥栖市神辺町 288 - 1 公益財団法人中富記念財団 中富記念くすり博物館	公益財団法人中富記念財団